

監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査について、富山市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告する。

記

1 監査の種類

財務監査（監査基準第2条第1項第1号）

行政監査（監査基準第2条第1項第2号）

2 監査の実施場所及び日程

実施場所：監査室

日 時：令和8年4月28日（火）

3 監査実施期間及び現地調査箇所

（1）監査実施期間

令和8年3月16日から同年4月28日まで

（2）現地調査箇所

桜谷地区センター、神明地区センター、呉羽地区センター（呉羽会館）、
長岡地区センター

桜谷公民館、神明公民館、呉羽公民館、長岡公民館

4 監査の概要

（1）対象部局及び所属

ア 市民生活部 地域コミュニティ推進課

地区センター（16箇所）

愛宕、安野屋、西田地方、桜谷、五福、神明、四方、八幡、草島、倉垣、
呉羽（呉羽会館）、長岡、寒江、古沢、老田、池多

イ 教育委員会事務局 生涯学習課

公民館（16箇所）

愛宕、安野屋、西田地方、桜谷、五福、神明、四方、八幡、草島、倉垣、
呉羽、長岡、寒江、古沢、老田、池多

（2）対象期間

令和7年度

（3）対象事務

上記期間における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び行政

事務の執行を対象とした。

なお、必要があると認める場合は、現年度や過年度も対象とした。

(4) 監査の着眼点

共通監査項目として以下の次の事項に重点を置いて、監査を実施した。

- ア 現金の収納事務について
- イ 財産の管理事務について
- ウ 給与関係（超過勤務手当等）について

5 監査の主な実施内容

監査対象となる部局の事務事業の中から、財務的及び行政的観点に基づき、提出された監査資料を審査し、関係職員の説明を求め、監査を実施した。

また、必要に応じて現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、概ね適正に執行されていたものと認めるが、是正又は改善が必要であると認める事項について、次のとおり指摘事項とした。

(1) 地区センター

- ア 公印管理者の承認を受けていないにもかかわらず、記載事項証明書に公印（特殊用市長印）を押印しているものが複数見受けられたため、改善を図らるたい。（呉羽）
- イ 呉羽会館使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書に減免の理由を証する書類を添えて富山市長に提出することとされているが、減免の理由を証する書類が添付されていないものが複数見受けられたため、改善を図らるたい。（呉羽会館）
- ウ 備品（公民館長印等）について、備品台帳に記載していなかったため、改善を図らるたい。（安野屋、古沢）

(2) 公民館

- ア 公民館の使用承認を受けた者からの申し出により使用承認を取り消す際、館長の決裁を受けていないものが複数見受けられたため、改善を図らるたい。（西田地方、五福、呉羽）
- イ 公民館を使用して、公職選挙法により認められた個人演説会等を開催する場合、施設の使用や費用の徴収に係る手続は公職選挙法に基づくべきところ、富山市公民館条例に基づく手続を行っていたため、改善を図らるたい。（八幡、呉羽）

(3) 教育委員会 生涯学習課

- ア 公民館を使用して、公職選挙法により認められた個人演説会等を開催する場合、施設の使用や費用の徴収に係る手続は公職選挙法に基づくべきところ、富

山市公民館条例に基づく手続を行っていたため、改善を図られたい。

(4) 選挙管理委員会事務局

ア 公民館を使用して、公職選挙法により認められた個人演説会等を開催する場合、施設の使用や費用の徴収に係る手続は公職選挙法に基づくべきところ、山市公民館条例に基づく手続を行っていたため、改善を図られたい。